

税務経理

●昭和24年10月25日 第3種郵便
 物認可●発行/毎週2回火・金曜
 日(但し祝日を除く)●発行所/時
 事通信社 東京都中央区銀座5丁
 目15番8号 〒104-8178
 ©時事通信社2011

目次

【市町村アカデミー紙上研修】地方税法総則―基礎から実務まで―(40)……………2

【新春記者座談会】目立つ企業優遇、個人増税―11年度税制改正作業の舞台裏を探る……………8

【二ユース詳報】消費増税、6月道筋目指す―強力シフトで改革実現……………7

【税制・税務の動き】年金税方式、見直し示唆―理想の形目指す・枝野官房長官、など……………15

【第一線】森林環境税導入へ―山梨県、など……………16

【税金周辺情報】経常黒字15・7%減―家電輸入急増で・昨年11月、など……………18

【私の苦心】「後輩の頑張りに期待」―千葉県総務部参事(徴収対策) 柴澤孝一……………20

フォーラム

11年度税制改正大綱を見て

日本税理士会連合会相談役
 吉江 正春

旧臘16日に政府が決定した2011年度税制改正大綱に一通り目を通した。苦心の跡がうかがわれるが、増税のオンパレードと強く印象付けられた。しかも唐突、かつ税制全体を通しての脈絡を感じなかったように思う。理由の一つとしては、ある一定期間にわたつての、納税者、国民に対する前触れのような動きがなかったからではないだろうか。また、法人税減税や子ども手当の財源をどうするか等、随分苦慮したからでもある。

景気低迷など危機的状況に対して、税収力の回復が喫緊の課題であり、税制の抜本的改革を果敢に進める必要があるとした。11年度税制改正の基本的考え方は、①デフレ脱却と雇用のための経済活性化②格差拡大とその固定化の是正③納税者・生活者の視点からの改革④地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革―の四つを柱としながらも、財源確保は十分ではないが、「デフレ脱却と雇用拡大を最優先」し、法人税率などの思い切った引き下げ措置を講じるとしている。一

方で、社会保障改革とその財源確保(消費税絡み)に税制全体の議論を一体的に行い、11年半ばまでには成案を得て早急に改革の具体的内容を検討するという。「各主要課題の取り組み」では、納税環境整備として▽納税者の立場で納税者権利憲章を策定する▽税務調査手続きの明確化▽社会保障・税に関わる番号制度の早期導入に向け、税務面でも積極的に検討する―と述べている。

納税者権利憲章はどのような切り口で表現されるのか、今後が注目される。

また、納税者番号(共通番号)制度は組上(きょうじょう)に上がつてもはや十数年、沈んだかと思えば、突然姿を現し、また沈み、姿を変えてまた浮かび上がることを繰り返してきたが、今度はどうのような形で現れるか。プライバシー保護問題、コスト問題、資金シフト、経済取引への影響等、あまりにも多くの問題をどのように結着するのか、今後の議論を見詰めなければならない。

財源確保では、消費税がどうしても大きくクローズアップされてくる。しかし、1978年の一般消費税、87年の売上税と二度の失敗を重ね、10年がかりの歳月を経てようやく導入されたわが国初の大型間接税の、成立に至るまでの紆余曲折の過程をよく知る者として、財源というだけでただ税率にのみ汲々(きつ々)としてこだわることはあまり好ましくない。慎重かつ大事に取り扱い願いたい。



市町村アカデミー紙上研修

地方税法総則―基礎から実務まで―(40)

税理士・不動産鑑定士

杉之内 孝司

(5) 更正、決定または賦課決定の
期間制限および消滅時効(続
き)

3 消滅時効

① 時効の制度

a 時効の制度の意義

時効とは、一定の事実状態が一定の期間継続する場合に、その継続する事実状態が真実の権利関係に一致するかしないかを問わず、その継続する事実状態を尊重して、これを権利関係にまでしてしまう制度です。

一定の事実状態とは、真実の所有者でない者が他人の物を占有している状態とか、権利があるのにその権利が行使されていない状態をいいます。

真実の所有者でない者が他人の物を占有している状態が継続すると、その他人の物はそれを占有している者が所有しているように見えます。権利

があるのにその権利が行使されていない状態が継続すると、その権利は存在していないように見えます。こういった状態が一定の期間継続する場合には、その事実状態を尊重して、他人の物を占有している者にその物の所有権を取得させ、また、行使されていない権利を消滅させるのが時効の制度です。

時効の制度には、一定の期間他人の物を占有する者にその物に関する権利を取得させる取得時効の制度(民法第162条、第163条)と、一定の期間権利を行使しない者にその権利を消滅させる消滅時効の制度(民法第167条、第174条の2)があります。それ以外に刑事訴訟の分野では、公訴権の消滅時効の制度があります。公訴権とは刑事事件について、裁判所に審判の申し立てをする検察官の権利をいいます。公訴権の消滅時効とは、刑の言い渡しの確定しない者について、一定の期間の経過によつて公訴権を消滅させる制度をいいます。

ここで問題とするのは、地方税の徴収権の消滅

時効の制度ですが、それだけではなく公課の消滅時効および地方税や公課以外のその他の債権の徴収権の消滅時効についても解説したいと思います。地方税法、地方自治法、国民健康保険法などの社会保険関係の法令の規定その他の時効に関する各種の法令の規定では、徴収権の消滅時効を単に時効と呼んでいます。

b 時効が認められる理由

ある事実状態と真実の権利関係が一致しない場合においては、真実の権利関係に事実関係を一致させるのが法の任務であり原則ですが、時効の制度はそれとは逆に、一定の事実関係を権利関係に一致させてしまう制度です。しかも時効の制度は、個人の自由な意思に基づかないで権利を取得させたり(取得時効)権利を喪失させたり(消滅時効)する制度です。これは、個人の自由な意思によつて権利を取得したりまた権利を失つたりすることを認める私的自治の原則とは相いれない考え方です。

では、なぜ時効の制度が認められるのか、認め



られる理由は何であるのかについては、一般的に次の三つの理由が挙げられています。

イ 長期間継続した社会秩序の維持

真実の権利関係とは一致しない事実状態であったとしても、その事実状態が継続する場合においては、社会はその事実状態を正当なものとみて、その事実状態を前提として、その上に種々の法律関係を築いていきます。しかし、後日、真実の権利者がその法律関係は真実の権利関係とは一致しないとしてそれを覆したら、そこに築き上げられた法律関係はすべて崩れ去り、結果的に社会秩序が保たれなくなるといふ事態が起こってしまいます。そこで、一定期間にわたって築き上げられてきた事実状態が真実の権利関係と一致しなくても、それをそのまま権利関係として認めて維持する方が、社会秩序の維持やその安定のためには望ましいと考えられます。

ロ 長期間権利を行使しない者に対する法律の不保護

法は権利を行使する者にその権利を認めるものであり、権利の上に眠る者を法は保護しないという法格言があるように、権利を有する者が長期間その権利を行使しない場合には、その権利は保護に値しないものとして保護されないという考え方から、権利の消滅を認めるものです。

ハ 長期間の経過による証拠資料保全の困難性(立証の困難性)

ある事実状態が長期間継続する場合に、真実の

権利義務関係を立証することのできる証拠資料が失われたりして、その事実状態が正当な権利関係に一致しているか否かを権利者または義務者が立証することが困難となる場合があります。そのような場合において権利義務関係を立証する証拠資料を保存していた者は有利に取り扱われ、保存していなかった者は不利に取り扱われるのは適切ではありません。

時効の制度はこのような証拠資料保全の困難性からくる立証が困難な者を救済するために、長く継続した事実状態を正しいものとみて権利者の権利はないとした方が、無用な紛争を発生させないで済むこととなります。

時効の制度を説明するこれら三つの理由のうち、イは取得時効の制度を説明するのに適しており、ロは消滅時効の制度を説明するのに適しており、ハは取得時効と消滅時効の両方の制度を説明するのに適していると言えます。

c 時効による権利の取得または権利の消滅の効力が生じる時期

時効の要件が備わると、権利の取得または権利の消滅の効力が発生します。そしてその効力は時効の起算日にさかのぼります(民法第144条)。時効の起算日にさかのぼって、他人の物はそれを一定期間占有していた者が取得し、また権利を有していた者の権利は消滅します。

時効の効力が時効の起算日にさかのぼって発生するのは、一定の事実状態が一定の期間継続する

場合に、この事実状態を権利関係にまで高めて、その事実状態を保護するという時効制度の趣旨から導かれることです。

② 消滅時効と期間制限との異同

本連載の第36回(2010年10月26日号)で解説したように、時効の制度は更正、決定または賦課決定の期間制限の制度に類似しています。期間制限の制度は更正、決定または賦課決定できる権利の行使を制限する期間をいいます。更正、決定または賦課決定がされないまま一定の期間が経過すると、更正、決定または賦課決定できる権利は消滅し、権利を行使することができなくなります。期間制限は一定の期間の経過によって権利を消滅させる点では消滅時効に類似していますが、期間制限の制度には消滅時効の制度のように、中断の制度によつてそれまで経過した期間の効力が法的に失われ、その結果期間が延長されるということとはなく、停止の制度によつて期間の進行が停止しその結果期間が延長されるということはありません。

また、裁判所は当事者の援用(主張)がなくても期間の経過を基礎として裁判をしなければならぬという点で、期間制限は消滅時効とは異なります(民法第145条参照)。

地方税の賦課、更正または賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して、原則として3年、5年あるいは7年という期間が経過すると原則として、できなくなります。

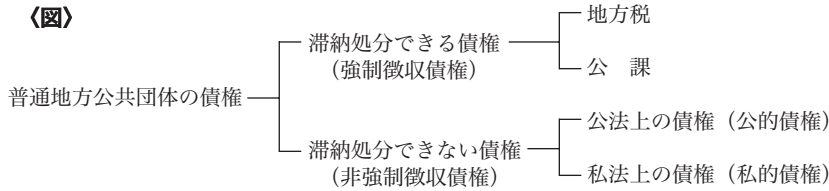
③ 公課および滞納処分できないその他の債権
 地方団体の債権の時効を論ずるに当たっては、地方団体が有する債権を分類する必要があります。その分類が必要な理由は、債権の種類いかによって▽時効の期間について民法の規定が適用になるのか、それとも地方自治法その他の法令の規定が適用になるのか▽時効期間が満了した場合の時効の効力について絶対的効力があるのか、それとも相対的効力しかないのか——で違いがあるからです。地方団体が有する債権を、どのような基準でどのように分類するか、ということです。

地方税、公課および滞納処分ができない公法上の債権（公的債権）を公金と分類し、それ以外の私法の規定の適用を受ける債権を私法上の債権（私的債権）と分類することがあります。しかし公金と呼ばれるものの中には滞納処分できる債権と滞納処分できない債権が含まれますから、この分類は誤解しやすいものです。

読者の皆さんに最も分かりやすいと思われるのは次のような分類です。まず、地方団体の債権を滞納処分ができる債権と滞納処分ができない債権に2分類します。滞納処分ができる債権を強制徴収債権、滞納処分ができない債権を非強制徴収債権ということがあります。非強制徴収債権とは強制徴収ができない債権という意味ではなく、滞納処分によって財産差し押さえをして強制的に徴収することはできない債権という意味です。非強制徴収債権は、強制執行の手続きを取ることによつ

て財産差し押さえをして強制的に徴収することができます（図参照）。

滞納処分ができる債権は、地方税と公課に分類されます。滞納処分ができない債権は公法上の債権（公的債権）と私法（主に民法）の規定の適用を受ける私法上の債権（私的債権）に分類されます。



地方税の徴収金については地方税法の規定が適用されます。公課および公法上の債権（公的債権）については、主に地方自治法の規定が適用されます。私法上の債権（私的債権）については、主に民法の規定が適用されます。

地方税法では道府県または市町村を地方団体と呼びますが、地方自治法の規定では普通地方公共団体と見なされます。地方自治法の規定を見るときに、普通地方公共団体という用語を使います。

a 公課

公課についてはこの連載の第13回（09年6月23日号）において、滞納処分による強制徴収ができる債権として解説しました。重複しますが、そ

こで解説しなかつた債権も含めてもう一度ここでその整理をしておきます。

公課とは滞納処分の例により徴収することができる債権で、かつ、地方団体の徴収金ならびに国税およびその滞納処分費を除いたものをいいます（地方税法第14条、国税徴収法第2条五号参照）。滞納処分ができる法令の根拠規定とともに示すと、公課には次のようなものがあります。

- イ 社会保険料関係の徴収金
- ㉞ 国民健康保険料

市町村が徴収する国民健康保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入となります（国民健康保険法第79条の2第1項）。地方自治法第231条の3第3項の規定は、普通地方公共団体の歳入に係る債権で滞納処分ができる債権の滞納処分の根拠規定です。

① 後期高齢者の医療保険の保険料

市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他の徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入となります（高齢者の医療の確保に関する法律第113条）。

㉞ 介護保険料

市町村が徴収する介護保険料その他介護保険法の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入となります（介護保険法第144条）。

⑤ 不正利得の国民健康保険給付

偽りその他不正の行為によって国民健康保険給付を受けた者があるときは、保険者または市町村は、その者からその給付の価額の全部または一部を徴取することができます（国民健康保険法第65条1項、第79条の2、地方自治法第231条の3第3項）。この徴収金も国民健康保険法の規定による徴収金ですから、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入となります。

⑥ 不正利得の介護保険給付

偽りその他不正の行為によって介護保険給付を受けた者があるときは、市町村はその者からその給付の価額の全部または一部を徴取することができます（介護保険法第22条1項）。この徴収金も介護保険法の規定による徴収金ですから、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入となります。

ロ 公共下水道関係の徴収金

⑦ 都市計画法の公共下水道受益者負担金

都市計画事業によって著しく利益を受ける者で公共下水道受益者負担金の負担を求められた者に督促し、督促を受けた者がその指定する納期限までに納付しない場合においては、国税滞納処分の例により徴取することができます（都市計画法第75条5項）。

⑧ 地方自治法の公共下水道受益者分担金

市街化調整区域において公共下水道受益者として地方自治法第224条の分担金を徴収される者

に督促し、督促を受けた者が指定された期限までに納付しないときは、地方税滞納処分により処分することができません(地方自治法第231条の3第3項)。

ウ 下水道使用料

下水道使用料は地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入になります(地方自治法附則第6条三号)。

農業集落排水施設使用料については、分担金の一種あるいは端的に下水道使用料と考えて公課であるとする見解があり、その見解に基づいて処理する市町村があります。多くの自治体では滞納処分できない公法上の債権(公的債権)または私法上の債権(私的債権)として取り扱っているようです。

ハ 加入金

加入金とは地方自治法第238条の6の規定により、例えば山林、ため池等のように、旧来の慣行による公有財産の使用が認められている場合に、新たに使用の許可を受けた者から徴収する徴収金をいいます(地方自治法第226条)。この加入金は地方自治法第231条の3第3項に規定する加入金ですから、地方税滞納処分の例により処分することができます。

二 過料

過料とは、たばこポイ捨て禁止条例等に見られるように、条例に違反した者に対して科する金銭をいいます(地方自治法第14条3項)。過料は地

方自治法第231条の3第3項に規定する過料ですから、地方税滞納処分の例により処分することができます。

ホ 児童福祉法の保育所保育料

都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用を支弁した都道府県の長、市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用もしくは都道府県および市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する費用を支弁した市町村の長は、本人またはその扶養義務者から一定の額を徴収することができます(児童福祉法第56条3項)、その費用については地方税滞納処分の例により処分することができます(児童福祉法第56条10項)。

ヘ 不正利得の児童手当

偽りその他の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は受給額に相当する金額の全部または一部をその者から徴収することができます。徴収金の徴収については、厚生年金保険法の保険料その他の徴収金の徴収の例によります(児童手当法第14条、第22条1項)。徴収金は、国税滞納処分の例により徴収します(厚生年金保険法第89条)。

ト 土地区画整理法の清算金

土地区画整理法第104条8項の規定による確定した清算金を督促状で指定した期限までに納付しない場合には、土地区画整理事業の施行者である道府県または市町村は、国税滞納処分の例によ

り徴収することができます(土地区画整理法第110条5項)。

チ 土地改良法の土地改良区の賦課金等

土地改良法の土地改良区の賦課金等を滞納する者が督促状に指定する期限までに完納しない場合には、土地改良区は市町村に対してその徴収を請求することができ、市町村は地方税の滞納処分の例により処分することができます(土地改良法第39条4項)。

リ 道路法等の負担金等

道路法等の負担金等を督促状に指定する期限までに納付しない場合には、道路管理者は国税滞納処分の例により徴収することができます(道路法第73条3項)。

ヌ 河川法の負担金等

河川法の負担金等督促状の指定の期限までに納付しない場合には、河川管理者である都道府県知事は地方税滞納処分の例により処分することができます(河川法第74条3項)。

ル 行政代執行法による代執行の費用

法律等の規定により命じられた行為について義務者が履行しない場合、行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさせしめ、その費用を義務者から徴収することができます。代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用は国税滞納処分の例により徴収することができます(行政代執行法第2条、第6条1項)。

ニュース詳報

菅政権、財政再建へ不退転

消費増税、6月道筋目指す

強力シフトで改革実現

菅再改造内閣が発足した。最大の課題は、危機的な状況にある財政の抜本的な立て直しだ。菅直人首相は「財政再建派」の与謝野馨経済財政担当相に消費増税を含む税制と社会保障の一体改革を託し、「政治生命を懸ける覚悟」で6月をめどに具体案をまとめる構え。ただ、参院で野党が多数を占める「ねじれ国会」の下で改革を実現するには野党の理解と協力が不可欠で、難しいかじ取りを迫られる。

菅政権が消費税率引き上げに本腰を入れるのは、赤字国債や「埋蔵金」に依存した財政運営が限界に達しているためだ。昨年末に閣議決定した2011年度予算案では40・9兆円の収収に対して新規赤字国債発行額は44・3兆円で、当初予算ベースとして2年連続で借金が収収を上回る異常事態となった。基礎年金の国庫負担割合を維持するためにかき集めた特別会計などの埋蔵金も、12年度以降はほぼなくなる見通しだ。

厳しい財政事情の背景には高齢化に伴う社会保障費の膨張があり、自然増分だけで毎年1兆円以上増えていく。このうち基礎年金と老人医療、介護の3経費には消費増税を充てているが、11年度予算案では3経費が17・2兆円に上るのに対し国

分の消費増税は7・2兆円にすぎず、10兆円もの不足が生じている。

こうした事態を踏まえ、菅首相は今回の内閣改造で消費増税の実現に向けた強力なシフトを敷いた。与謝野氏は麻生政権で「消費増税を含む税制の抜本的な改革を行うため、11年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とした改正所得税法の策定を推進。自民党が昨年国会に提出した財政健全化責任法案の取りまとめも主導した経緯があり、うつつつけの人材といえる。

さらに菅首相は、党の重鎮で財政再建派の藤井裕久元財務相をあえて財務相より「格下」の官房副長官に就け、政策面の調整役を任せた。野田佳彦財務相や細川律夫厚生労働相らも留任させて引

き続き一体改革に取り組ませることとしており、野田財務相は1月14日の会見で「一つの群れ、チームとして心を合わせてやっていく」と意気込みを示した。

しかし、菅政権の超党派協議の呼び掛けに対して野党の反応は依然冷たいまま。菅首相は14日の会見で「この問題は政党で大きな差はなく、共通点がある」と強調。野田財務相も「突然6月に呼び掛けるのではなく、その都度丁寧にも何度か何度も行うことが大事」と低姿勢で説得を試みる考えを示したが、応じる気配はうかがえない。

党内にも小沢一郎元代表に近い議員を中心に消費増税そのものに慎重な声が多く、6月までに実現可能な改革案がまとまるかどうか不明。案ができたとしても、11年度中に法案を出せるかは「国会、世論の動向を考えないといけない。政治判断になる」（与謝野経財相）とみられ、実現の展望は見えていない。

将来の消費増税不可避―経産相

海江田万里経産相は、都内の慶応大学でフランスの経済学者ジャック・アタリ氏と対談した。この中で、海江田経産相は「デフレ経済での増税は、そのタイミングとやり方を十分考えなければいけない」としながらも、消費増税に「将来の増税は避けられない」と述べた。アタリ氏が国の債務軽減策の一つに増税を挙げたことを受けた発言。



春
会
記者座談会

11年度税制改正作業の舞台裏を探る

目立つ企業優遇、個人増税

決定過程、より複雑に

2011年度の税制改正大綱が昨年12月16日、閣議決定された。民主党政権が政権交代後初めて本格的に取り組んだ税制改正は、法人実効税率の5%引き下げなど景気浮揚や雇用確保を狙った企業向けの減税策が多い反面、富裕層をターゲットにした個人増税が多いのが特徴。税制抜本改革を先延ばしする中、これまで課題だった案件に次々手を付けた印象が強い。取材に当たった記者に、11年度改正論議の舞台裏を振り返ってもらった。

民主党PTは「提言機関」

デスク(司会役) 11年度税制改正の内容を語る前に、まず今回の政府・与党の税制論議のスタイルについて語ってもらおう。10年度改正と違って、11年度改正では政府税調の他に民主党内に税制改正を議論する組織もできただろう？

記者A 党の「税制改正プロジェクトチーム」(PT、中野寛成座長)のことだね。政権交代後の政府税調は、財務相を会長に、関係大臣や各省副大臣らで構成されている。10年度の改正論議はその政府税調に一本化されていた。一方で「政府

外の民主党議員の意見が反映されない」という不満も多かった。そこで11年度改正論議では、党内にPTを設置して議員の意見を吸い上げようとしたわけだ。

記者B 昨年6月に就任した菅直人首相が政策調査会を復活させ、各府省に対応した部門会議やPT、調査会を次々とつくった。税制改正PTもその一つだ。

記者A ただ党PT主導で税制を決めると、税調が全てを仕切った自民政権と一緒に、政府税調が形骸化する恐れがある。民主党政権は「政策決定の政府一元化」の方針は堅持しつつ、税制PTを「政府への提言機関」という位置付け

にしたんだ。それを担保するため、政府税調のオズバーとして中野座長が参加していた。

デスク PTはどんな運営がされたの？

記者C PTの総会は8月末から始まり、党議員全員が参加できて、マスコミにも全面公開された。一方、PT役員会というのもあり、これは税制に詳しい議員を中心に13人で構成されていた。非公開の場で集まって政府への提言案などを練っていたね。提言の大枠はここで決まった。PTは11月9日に租税特別措置に関する重点要望を、12月6日に主要事項に関する提言を出した。

決定過程がより複雑化

デスク 党PTはうまく機能した？

記者A 中野座長自身、「手探りの運営だった」と振り返っていたように、完成型というわけではない。だが、提言機関の役割は果たせたのではないか。中野氏も「政府税調は党の提言を9割5分



野田佳彦財務相(左)から2011年度税制改正大綱を受け取り握手する菅直人首相(2010年12月16日)

取り入れてくれた」と言っていたし。もつとも、P T役員と政府税調の幹部が最後までずいぶんすり合わせを重ねていたけどね。

記者B P Tは大まかな方向性は出したが、具体的な数字には踏み込んでいない。最終的な数字の「決め」は政府税調がやった。12月に入ってから、税調主要メンバーである野田佳彦財務相、玄葉光一郎国家戦略担当相、片山善博総務相、海江田万里経済財政担当相(当時)による「4大臣会合」が非公開の場で連日開かれた。ここで多く

が決められ、税調総会にフィードバックされていた。

記者C とにかく会合が多かったなあ。同時期に政府と与党が似た話をしてきたから、どこで何が議論され、実質的に決まるのか混乱した。昨年より決定過程が複雑化したのは間違いない。

記者B そうそう。党P Tの下には、地球温暖化対策検討小委員会(委員長・中塚一宏衆院議員)があつて地球温暖化対策税(環境税)の制度設計を議論していたし、政府税調は政府税調で、本体会合の下に雇用促進税制や租税特別措置など四つの作業部会をつくっていた。同じ時間帯に政府と党の会合が重なることもざらで、財務・総務両省の事務方も疲弊しきっていた。

法人税、土台の数字で食い違い

デスク 党P Tの話は後でまたやろう。税制改正の中身に移ろうか。法人実効税率の引き下げが何といつても大きいだろう。

記者A 引き下げは、昨年6月に政府が決定した新成長戦略や7月の参院選マニフェスト(政権公約)にも盛り込まれていたが、時期まで明記していなかった。そんな中、9月の党代表選前に菅首相が新成長戦略実現会議の場で、「11年度税制改正作業の中で検討して結論を得る」と明言したわけだ。8月末に経済産業省は法人税(国税)の5%引き下げを要望していたが、首相指示は重み

が違う。

記者C 当時は唐突感の方が大きかった。税調幹部は「経産省が首相に押し込んだのではないかと」邪推していたが…。

デスク 日本の法人課税は諸外国に比べて高いという定説がある中、首相は引き下げで「雇用と成長」をアピールできると踏んだのだろうか。でも「穴埋め財源をどう確保するのか」という疑問も生じたね。

記者A 民主党政権は、減税する場合に代替財源を求める「ペイ・アズ・ユ・ゴー原則」を打ち出しているからね。首相は「課税ベースの拡大等で財源を確保する」と言ったが、どこまで確保できるか不透明だった。

記者B 経産省は5%の引き下げによる法人税の減収は1兆円としていたが、金融危機の影響で大幅に落ち込んだ10年度見込みの法人税収がベースだった。一方財務省は5%引き下げた場合1・4兆と2・1兆円の法人税の減収が生じると試算していた。土台の数字から食い違っていた。

5%減は「見切り発車」

デスク 法人税引き下げをめぐるのは、実質減税を求める経産省と、ペイ・ゴー原則を厳格に求める財務省が対立したね。

世界の動きを日本へ

日本の声を世界へ

時事通信

記者A 財務省は企業向けの租税特別措置を国税分で最大4・5兆円縮小するメニューを出してきた。五十嵐文彦財務副大臣は「全部やるわけではない」と説明していたが、経産省や経済界は猛反発した。

デスク 結局、引き下げ幅は首相裁定で12月13日に決まったんだったね。国税・地方税含めた「実効税率」で5%という結論だった。

記者C 玄葉担当相が5%派、野田財務相が3%派だった。ただ5%の場合、裏付け財源が足りない。裁定を下した日、首相は「思い切って5%下げ、企業は国内に投資し、雇用を拡大する。景気を引き上げ成長を促し、デフレを脱却する」と説明していたけれど、財源については触れずじまいで、完全な「見切り発車」。あの時は政府関係者も「(予算)全体の中で合わせればいいということだ」と言っていた。ペイ・ゴー原則が崩れた瞬間だ。

記者A 5%引き下げで国税で約1兆3500億円の減収となる。企業向け租税を削って約6500億円を捻出するから、約7000億円が実質減税となる見込みだ。ただこれが首相の訴える雇用増に結び付くかどうか。首相は12月14日に経団連の米倉弘昌会長に対して、税率引き下げと引き換えに雇用拡大や設備投資の増額などをお願いしたが、米倉氏は「お約束するわけにはいかない」とやんわり拒否している。

記者B ある税調幹部は「5%下げたのに経団

連は評価してくれていない」とぼやいていた。一方で経団連は、「11年度から段階的に引き下げ、現在の約40%から15年度には30%水準へ軽減する」と主張している。今回の引き下げは第一歩だという位置付けだよ。

記者C 今後は小手先の引き下げ論議は無理だ。さらなる引き下げを検討する場合は、税制抜本改革で他税目と一体的に議論しなければ…。

控除見直しは周到準備

デスク 所得課税では、給与所得控除や成年扶養控除の見直しが大きかった。

記者A 給与所得控除は収入上限がない上に定率で設定されているから、青天井で控除額が増える。高額所得者ほど有利な制度になっていて、この問題はかねてから指摘されていた。そこで11年度改正では、年収1500万円を超える人の控除額を頭打ちにした。併せて企業役員、国会・地方議員、公務員には、年収2000万円を超えると控除額が段階的に減る仕組みを導入し、年収4000万円超の場合は控除額を125万円まで減らすことにした。

デスク 成年扶養控除も見直したね。これは10年度改正で大激論になったが、11年度大綱では、年間所得400万円(給与収入568万円)超の納税者の控除を廃止することで決まった。

記者B 党は09年衆院選マニフェストで「扶養

控除と配偶者控除を廃止して子ども手当に充てる」とうたっていた。しかし10年度改正論議では、子ども手当の恩恵を受けない23歳〜69歳の親族を養う納税者に適用する成年扶養控除も対象にするのかという議論が持ち上がった。当時連立与党で税調メンバーだった社民党の阿部知子氏が中心となって、「この年齢層には、障害者や要介護者、働きたくとも働けない人がいる」と縮小に激しく反発した経緯がある。当時も所得制限を設ける案や、障害者や要介護者を引き続き控除対象にする案が浮上していたが、結局、手付かずで残されたんだ。

記者C 当時は渡辺周総務副大臣(当時)も阿部氏に同調してたね。それが今回は、あっさり縮小が決まった。党PTも「経済的に余裕がある世帯には、外で働くことをためらう親族の背中を押す契機になる」と所得制限を容認している。

記者B すんなり決まった背景としては、社民党の連立離脱や内閣改造で税調メンバーが全員替わったこともあるだろうが、財務・総務両省の周到な準備もあったからだろう。

記者C 今回財務省は、成年扶養控除を受けている世帯のサンプル調査を基に、どの所得層で控除を切るのが妥当かという判断材料を示していた。10年度改正論議ではこういう数字はなかったよ。それから学生や65歳以上の高齢者、障害者を扶養する納税者を除外する措置も事前に打ち出していたから、抵抗が少なかったんだらうね。

配偶者控除は迷走

デスク 一方で、配偶者控除はすんなり決まらず、見直し論議は先送りされたね。

記者B 当初は所得制限を設ける方向でしたよ。特に子ども手当の上積み財源を確保したい厚生労働省が積極的で、小宮山洋子副大臣は、控除適用を年間所得1000万円(年収1231万円)以下に限定するよう求めていた。財務省も乗り気で野田財務相も「一定所得以上の世帯では、自宅にいる(配偶者の)率が高い。配偶者控除をしなくても担税力が十分あるのではないか」という理屈を述べていた。

記者A ただ党PTが出した「提言」が大きく働いた。PTが出した提言には、配偶者控除に所得制限を設けることについて、「特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない」といった理由で否定的見解が盛られている。

デスク 具体的にはどういうこと？

記者A 夫が正社員で妻がパートで働いている家庭の場合、妻の年間収入が103万円以下であれば、夫の課税所得に配偶者控除が適用される。

一方で103万円を超えると適用外になる。いわゆる「103万円の壁」だ。これに所得制限が導入されたらどうなるか。厚生省案の場合、夫の所得が1000万円以下だと妻の「103万円の壁」は残る。逆に1000万円超だったら妻は壁

を気にせずいくらでも働ける。旦那の収入額で奥さんの働き方が変わるのをおかしいし、党が目指す簡素な税制に反するというのがPTの理屈だ。

記者C それは一理ある。ただ、今回見送った理由は、4月の統一地方選対策だ。政府関係者が国対筋に配偶者控除に所得制限を設ける考えを説明に行つたところ、「專業主婦を敵に回したら統一地方選に勝てない」と一喝されたそう。

記者B 党はこれまで、女性の社会進出を促すために配偶者控除を廃止しようと訴えている。税調の議論では、財源確保面ではなく、配偶者控除の在り方論をもっと聞きたかったな。

消費税・最高税率以外は全てやった

デスク 増税メニューは富裕層を対象にしたものが多い。この傾向は資産課税にも当てはまるね。

記者A 相続税は基礎控除を縮小し、税率構造も変えた。現在の相続税の制度が始まって以来、ここまでの改革は初めてだそう。これも税調では、財務省が複数の税率や控除額を記した選択肢を作り、メンバーが淡々と選んでいた。わが国で亡くなった人のうち、相続税の課税対象割合は約4%。11年度改正では6%台に増えるそうだが、相続税自体一般市民から縁遠いイメージがあるからかなあ。

記者B 税調幹部は「今回の大綱内容は基本的

にほとんどの人には関係ない」と説明している。逆に言えば「文句があまり出なさそうな人たちが取る」ということだ。もつともこの幹部は、「最初から狙つてるに決まってるだろう。わが国の税制は富裕層を優遇し過ぎだった」と開き直っていたが…。

記者C 政府関係者は「今までずっとできなかった相続税など、すごいことをやっただですよ。(財務省) 主税局としては大勝利だ。あとは所得税の最高税率と消費税をやれば、ほとんどやることをやってしまったことになる」とまで言っていた。財務省が温めてきた増税メニューのほぼ全てが盛り込まれたイメージだね。

記者A 10年度改正は政権交代直後で民主党政権が官僚をどう使うのかが見えず、役所が思うように動けなかった。税調議論は迷走し、小沢一郎党幹事長(当時)が党要望を提出する形で強引に取めた経緯がある。あれから1年。役所も新政権に慣れ、間合いの取り方が分かってきたんだろう。ある政府関係者は「自民党税調時代だったらこんな(増税の)案自体怖くて出せなかった」と話していたよ。

記者B 一部議員が全てを仕切った自民党の手法がいいわけではない。「自民党議員は不必要に変化を恐れ、いろいろな問題を税制抜本改革に先送りしていた」と批判する政府関係者もいるからね。今の政権はスピード感はある。ただあまりにもボンボン決まっていた印象が強い。

記者C もっと政治家同士の「熟議」が聞きたかったな。今回の税調では、財務省が作ったペーパーを司会役の五十嵐副大臣と尾立源幸財務政務官が淡々と読み上げ、メンバーから意見が出ないという光景も目立ったから…。民主党には税制に詳しい議員が少ないから、税制抜本改革論議も財務省主導の色がより濃くなるのではないか。

夜8時に議員100人

デスク 金融証券税制の延長の是非も大激論になったね。

記者A 株式の譲渡益や配当への課税を20%から10%に軽減する、金融証券税制の延長の是非をめぐっては最後の最後までもめた。

記者B 軽減措置は11年末で期限切れになるが、当初税調は延長せず打ち切る方針だった。新規投資で年100万円を上限に譲渡所得や配当所得が非課税となる「日本版ISA」を12年1月に導入するんだから、延長しなくていいだろうという論法でね。しかし税調やPT総会では、金融庁のほか証券業界の要望を受けた議員らが激しく反発した。

記者C 結局12月14日に自見庄三郎金融担当相(国民新党副代表)と野田財務相が会談し、2年延長が決まった。国民新党は「優遇税制の打ち切りは景気への影響が大きい」と延長を主張していたが、税調幹部は「連立コストは高くかかる」と

こぼしていたなあ。

記者A 租税特別措置の存廃論議といえば、党PTの議論も激しかったね。一番盛り上がりつついたときなんか、金曜夜8時開催のPT総会に100人前後の議員が詰めかけていたよ。

デスク PTでは、肉用牛の売却所得に対する所得税などの免税措置、いわゆる「山中税制」がクローズアップされたね。

記者A 自民党税調会長を務めた鹿児島県出身の故山中貞則衆院議員が導入に関わり、1967年度の創設以来、期限が来るたびに延長されてきた措置だね。野党時代の民主党は「自民党による利益誘導型税制の典型例だ」と批判してきたが、与党になると、農林水産部門の議員を中心に存続を求める声が続出した。

記者B PT役員会は当初、廃止を含めた検討を打ち出していたが、反対の声に押されて「一定の経過措置をとりつつ見直し」という書きぶりにトーンダウン。税調では、免税の対象要件を厳しくした上で3年の延長を決めた。「なぜ肉牛のみ優遇で、豚や鶏は対象外なのか」という疑問に答えきれないまま決着した。

そして個人増税が残った

記者C PTではナフサ免税の恒久化を求める意見も議員から多く出た。法人税引き下げの穴埋め財源として財務省が「ナフサ課税も考えられ

る」というメッセージを出したのが原因だった。

記者A 諸外国の多くはナフサ免税を恒久化している。主張は分かるが、PTに参加した議員がそろって同じ主張を繰り返す姿は異様だった。PT幹部は「業界が作った要請文書を読み上げて、さっさと帰る無礼な議員もいた」と苦り切っていたな。

記者B 民主党議員は「われわれはしがらみもなければ守る利権もない」と主張している。しかし議論を振り返ると、そのしがらみを自民党から引き継ぎたがっている節も見受けられる。ある政府関係者は「業界の力が強かった分野は増税・適正化構想は軒並みつぶされたり、減税が行われたりした。一方で、配偶者控除を除く個人一般への増税玉のみが残った」と解説していたよ。

記者A 確かに証券優遇税制なんかは土壇場で延長が決まったからなあ…。

記者C 別の関係者は「自民党税調時代は、一部議員から業界寄りの発言が出て、『天下国家のことを考えたら、業界の方ばかり向いていてもだめだろう』といさめるベテラン議員がいたものだ。民主党にはこれがない」と嘆いていた。業界の圧力に対する免疫が弱いのではないかな。

記者B 政府税調にも似た面があったなあ。各

省政務三役は省益に関わる案件は必死で食らいついていたが、そうでない部分は冷淡だったよ。

環境税スキームはガラス細工

デスク 地球温暖化対策税(環境税)が創設されたのも目玉の一つだったね。石油石炭税に上乗せする形で、今年10月から段階的に化石燃料に課税されるんだよね。

記者A 大綱を読むと環境税は「石油石炭税の特例」で、「新税」ではないんだけどね。中央省庁幹部は「新しい租税特別措置ができるだけじゃないか」と野次めいたことを言っていたが、環境省は「まずは入ってくれただけで御の字」と歓迎している。

記者B 環境省と経産省が昨年8月に「石油石炭税の上乗せ分を環境税にしてほしい」という要望で足並みをそろえたのが大きかった。

記者C 10年度大綱に「環境税導入に向け11年度までに成案を得る」と明記されたので、環境税に反対していた経産省も観念したわけだね。そこで「目的税である石油石炭税の拡充であればめ」と判断し、環境省を巻き込んだんだ。

記者A 環境税は、党税制PTの温暖化対策税検討小委が11月24日に基本的方向性を出して、税調はそれに沿って成案を作った。政府や業界との調整を努めた小委員長の中塚一宏衆院議員の事務所には、15分ごとに業界団体が代わる代わる陳

情に訪れていたそう。

記者B エネルギー全般に課税するから、反対は今も根強い。関係者はそろって今回の環境税のスキームを「ガラス細工」と表現していた。税率も、時期を3段階に分けて薄く広く掛けるほか、多くの業界に配慮しているからね。

デスク ガソリン税と軽油引取税の暫定税率(当分の間税率)は10年度改正同様手つかずなんですよ？

記者C 国・地方合わせて2・5兆円という巨大な財源だからマニフェスト通りにはなかなか切れないだろう。温対小委では、08年に暫定税率を1カ月間廃止に追い込んだ「ガソリン値下げ隊」の隊長・川内博史衆院議員が廃止を熱心に訴えていた。「値下げ隊」に押されて、党は一時期、環境税の負担増の分だけ当分の間税率を下げる案を模索していたが、政府側が猛反対して頓挫した経緯があるんだ。

記者B 首相や党幹部は、マニフェスト修正の検討に着手すると表明している。当分の間税率の扱いは現段階で誰も明言していないが、少なくとも再定義は必要だろうね。

税制抜本改革「6月めど」だが

デスク 11年度大綱にはとても多くの改正内容が盛り込まれているのは間違いない。

記者A 確かに盛りだくさんだ。納税者権利憲

章の策定も決めたし、市民公益税制を拡充して、認定NPO法人に対する寄付金への税額控除を導入するのも画期的だ。雇用を増やした企業の法人税を軽減する雇用促進税制も新しい試みだ。

記者B ただ本当に実現するか分からないのがつらい。今度の通常国会は、参院で野党が多数を占める「ねじれ国会」だ。予算は衆院の優越で成立しても、税制関連法案や赤字公債発行特例法案などの関連法案は、野党の協力がなければ通らない。見通しは極めて不透明で、政府内からも「通るかどうかわからない法案を作るのは空しい」といった嘆きが聞かれる。

デスク そんな中、首相は1月4日の記者会見で、「しっかりと社会保障を確立していくために、財源問題を含めた超党派の議論を開始したい」として、消費税を含めた税制改革について6月をめどに方向性を示したいと表明したよね。

記者A そして14日の内閣改造では、たちあがれ日本を離党した与謝野馨元財務相を社会保障・税一体改革担当相に抜擢した。首相の意気込みは分かるが、これが吉と出るか凶と出るか。

記者C 野党の多くは超党派協議に慎重だ。民主党内を見渡しても、小沢一郎元代表に近い議員を中心に反対論も根強い。過去、消費増税を争点にした選挙で与党が勝ったケースは皆無だ。安定政権でも至難の業なのに、今の政権で本当に貫徹できるのだろうか？ 来年の今ごろ、実りある報告ができていればいいのだが…。

ニュース詳報

巨額財源確保は頓挫

民主公約、修正へ

8月までに作業

民主党は2009年夏の衆院選マニフェスト(政権公約)の修正作業に着手する。無駄の削減と予算組み替えなどで16・8兆円もの巨額財源を捻出するという、公約で掲げた工程表の破綻が決定になったためだ。子ども手当の満額支給(月2万6000円)などの看板施策も大幅な修正は免れない情勢だ。

岡田克也幹事長が1月13日の党大会で「(公約施策のうち)優先順位を上げるもの、下げるもの、時間がかかるもの、あるいはできないものについて議論し、国民に説明する必要がある」と表明した。

工程表では、12年度には公約実施に13・2兆円もの財源が必要だが、確保は困難な情勢。このままでは12年度予算を組めないため、各省庁の概算要求を締め切る今年8月末までに公約の修正について作業を終える方針だ。

焦点となるのは、ばらまき批判の強い子ども手当や高速道路の原則無料化だ。すでに子ども手当は11年度予算案で、5・5兆円が必要となる満額支給を断念。3歳未満に限って1万3000円の支給額を2万円に引き上げたが、財務省は「12年



度以降も満額支給は困難(幹部)としている。

また、12年度からの完全実施を目指す高速無料化には1・3兆円が必要となるが、11年度予算案では0・1兆円の計上にとどまった。

工程表では公約実現のため13年度までに16・8兆円を捻出すると明記されたが、10年度は3・3兆円、11年度は0・6兆円を確保したにすぎない。11年度予算案での無駄削減額は0・3兆円にとどまり、事業仕分けの手法にも限界が見え始めた。1・1兆円を捻出するとした国家公務員の人件費2割削減は手つかずのままだ。

菅直人首相は、公約にはなかった消費税の税率引き上げに向け、税制抜本改革の方向性を6月までに示すとしている。ただ、仮に5%引き上げたとしても、自然増だけで毎年1・3兆円が膨らむ

社会保障費を賄うのに精いっぱい、公約施策に財源を回す余裕などないのが実情だ。

ギリシャ失業率が最悪更新 緊縮策で景気冷え込み―国家統計局

【パリ時事】ギリシャ国家統計局は、昨年10月の同国失業率が13・5%と、前月比で0・9%増、前年同月比で2・7%増それぞれ悪化したと発表した。財政再建に向け政府が進める緊縮策による景気の冷え込みが影響したとみられ、月別の失業率統計の公表を始めた2004年以降の最悪を更新した。

失業率の内訳を見ると、男の前年同月比3・5%増の10・6%に対し、女は同3・9%増の17・6%。年代別では15〜24歳が同7・1%増の34・6%に達し、若年層の雇用悪化が深刻な状況だ。

ギリシャ政府は2010年の経済成長率をマイナス4・2%、11年もマイナス3%と見込み、失業率も11年は14・6%にまで悪化する予想。労組などからは、緊縮策が続けばスペイン並みの失業率20%に達すると懸念する声も上がっている。

政府は昨年12月、企業の人件費負担軽減に向け、雇用規制緩和を盛り込む労働市場改革案を閣議決定したが、労組は強く反発している。

税制・税務の動き

年金税方式、見直し示唆 理想の形目指す―枝野官房長官

枝野幸男官房長官はNHKの番組で、年金制度改革について「税金と保険料のバランスを取り、時間をかけて理想の形に持っていく」との考えを示した。

その上で、「与謝野馨経済財政担当相と民主党の考えにずれはない。各党の考えと違いはない」と指摘。民主党が創設を唱える「最低保障年金」に関し、全額を消費税で賄う同党の考えに批判的な与謝野馨財相や野党の意見も踏まえ、制度設計を見直す考えを示唆した。

与謝野馨財相も同番組で、最低保障年金について「国民年金からの移行に時間がかかり、膨大な金がかかる。ただ、保険料徴収の手段がかからず、未納入問題も解決する」と発言。全額税方式と保険料方式も含め、すべての制度に「一長一短がある」と述べ、今後調整が必要との考えを示した。

また、経財相は「税を仮に将来引き上げるなら（使途は）社会保障だよ、という共通認識は広がっている」と述べ、増税する場合でも主として社会保障の財源に使うべきだとした。

公務員労組に協議要請 給与削減法案の国会提出で―片山総務相

片山善博総務相が国家公務員の主要労組に対し、国家公務員給与引き下げ法案に関する事前協議を要請していたことが分かった。政府は1月24日召集の通常国会に法案提出を目指している。労組側は「給与削減は容認できないが話し合いには応じる」と回答。法案の具体的内容が固まり次第、協議が始まる見通しとなった。

片山氏は11日、連合系と全労連系の公務員組合幹部と都内で非公式に会談。民主党が衆院選マニフェスト（政権公約）で2割削減を打ち出した公務員人件費削減の一環として、給与引き下げのための給与法改正案を通常国会に提出する方針を説明した。併せて、法案提出前の協議を要請した。

給与削減法案は昨年11月、菅直人首相が国会提出の意向を表明した。政府が毎年夏の人事院勧告前に給与削減法案を提出すれば極めて異例の措置になるが、法案は公務員の賃下げにつながるだけ

に取り扱いをめぐり曲折も予想される。検討中の給与法改正案は、基本給を一定期間、一律数%程度削減する内容が想定されている。

国民年金、初の保険料下げ 月80円減の1万5020円―厚労省

厚生労働省は、国民年金の月額保険料について、2011年度に80円引き下げ、1万5020円とすることを決めた。

引き下げは1961年度に国民年金制度が創設されて以来初めて。

自営業者らが加入する国民年金の保険料は、04年の年金制度改革で、毎年4月に280円ずつ引き上げ、17年度に1万6900円に据え置くことが決まっている。ただ、これらの額は04年の物価水準に基づいており、実際の引き上げ幅は、2年前の賃金や物価の変動に応じて調整される仕組みとなっている。

11年度の引き下げは、09年度の全国消費者物価指数（CPI）がリーマン・ショックの影響などで前年度比1・4%減となったことが影響した。

一方、会社員が入る厚生年金の保険料は物価変動の影響を受けず、毎年4月に0・354%（労使折半）ずつ引き上げられ、17年度以降は18・3%で固定する。

第 一 線

森林環境税導入へ

山梨県は、森林整備などへの安定的財源確保のため、2012年度に森林環境税を導入する方針を決めた。税率や税額などを記した骨子案を6月に作成した上で、条例案を9月議会に提出する。徴収額と徴収方法は、個人県民税に年5000、

1000円、法人県民税均等割額に5〜10%をそれぞれ上乘せする超過課税方式を採用する方向で検討中。既に同様の税を導入している他の都道府県の例と、昨年5月に発足した有識者でつくる「税制懇話会」の提言を参考にしている。

森林環境税の徴収は、県独自施策では県土の35%（15万8300畝）を占める県有林の公益的機能増進のための「広葉樹による森づくり」と、地域住民による「里山林の再生整備」の2事業に充当。「広葉樹による森づくり」は、木材需要の高かった第2次世界大戦直後に植えたものの、需要低迷で荒廃が進んだ針葉樹を、切り出しが困難な山頂部を中心に広葉樹に植え替える施策。広葉樹は水の保全能力が高いとされるほか、実がなるため、シカやクマなどによる人里の鳥獣被害防止の一助にもなる。

「里山林の再生整備」は、資材や飼料の持ち出しが減ったことなどで荒廃が進んだ里山林を、県の補助と地域住民の手により再生するのが狙い。この他、約2万畝に及ぶ荒廃森林整備、環境教育環境活動などにも充当する予定。

また県は、山梨県に上流域がある川を取水源とする神奈川県に対し、上流域の森林整備に応分の負担を求めている。県によると神奈川県にも「上流域の森林整備で、より美しい水をたくさん得たい」との思惑があるといい、今後、神奈川県側の負担額を協議していく考えだ。

新公会計で、市町村向け手引書作成

長野県は、総務省が地方自治体に導入を求めている新地方公会計制度で、市町村の財務諸表整備を支援する手引書を作成した。書類作成を簡単にする表計算ソフトを付けたことや、入力に必要な数値を決算統計などから見つけやすい工夫していることが特徴だ。作成が進んでいない市町村で活用してもらいたい考え。

県市町村課によると、県内77市町村のうち新公会計モデルを用いて財務諸表を作成したのは、前年度末時点で31自治体。複雑な計算が必要となるなど、職員数の少ない小規模町村を中心に導入が進んでいないという。

手引書は、県などが開催した研修会の資料や総務省の報告書をベースに同課が編集し、県市町村

振興協会が発行した。A4判の776ページで、昨年末に市町村に発送している。制度の概要や作成ポイントを解説しているほか、他団体との比較分析ができる参考資料も付けた。

表計算ソフトは、総務省が自治体に配布したワークシートを県で使いやすいようにアレンジし、CD-ROMに入れた。手引書を見ながら数値を入力することで、財務諸表が作成できるようにしている。

同課の担当者は「県で新公会計の手引書を作成しているのは珍しいのではないかと。書類の作り方が分からない自治体も多いと思うので、ぜひ使ってほしい」と話す。この他、作成に支援が必要な自治体があれば、同課の職員が出張して手助けする方針だ。

開示情報、ファクスで交付

さいたま市は、情報開示請求があった行政情報の写しを、1月1日の請求分からファクスで受け取れるようにした。交付の利便性を高めることで、市民への開示請求制度の利用を促し、清水勇人市長が公約で掲げた「情報公開日本一」を目指す。

ファクス交付は、1件につき写しが10枚以下で、A4サイズのものが対象。市は過去の実績から、請求情報の約35%がファクスで交付できると試算している。

これまで写しの交付は、各区役所での手渡ししか

郵送で行い、費用もコピー代としてA3サイズまで1枚10円掛かっていた。ファクス交付は、コピーする必要がないので、代金は徴収しないという。さらに、利便性を向上するため、来年度中にメールでの交付を目指して検討している。

「ずらし勤務」を全庁で導入へ

横浜市は2011年度から、勤務形態に応じて職員が複数の出勤時間帯から自分に合ったものを選ぶ「ずらし勤務」を導入する方針を固めた。地域の会合などに出席する行政区の職員から要望が強かったためで、市によると、実現すれば政令市では6番目となる。

市は一昨年4月から東京事務所ですらし勤務を導入。また、地域施策を所管する行政区と本庁部局の一部で昨年10月から12月まで試験導入した。ずらし勤務の対象業務は地域への説明会や会合、地権者との交渉、市民向けの研修会などに限定した上で、全庁職員が利用できるようにする。

勤務時間は、①午前7時45分～午後4時30分②午前10時15分～午後7時③午前11時15分～午後8時――の3パターンを想定しているが、「午後9時までの設定を望む声もあり、あと2、3設定が増えるかもしれない」(しごと改革推進課)という。昨年の試験導入では、利用する10日前までに勤務時間を指定することなどを条件としたが、「急に会合が入るため10日前までに指定するのは難し

い」といった意見が寄せられた。そのため市は、1月以降に全庁的なヒアリングを実施し制度設計する。

市有地売却に事前登録制

大阪市は、市有地の売却促進策の一環として、売却が進まない一部の土地について、購入希望者が区画や面積を要望できる「事前登録制」を導入した。昨今の景気状況などから大規模な土地に対するニーズが減ったためで、2012年度からは登録制に加えて、購入企業への助成制度や市有地の賃貸方式などの導入も検討。インセンティブを付与することで売却率の向上を図る。

登録制を導入するのは臨海部の約20畝の埋め立て地。これまでの一般競争入札では1万～3万平方メートルの募集だったことから、不景気も相まって購入希望者が集まらなかった。事前登録制では、企業などが1000平方メートル単位で購入したい区画や面積を登録。市側が不動産評価審議会に諮り、その区画の価格を決定し購入希望者側に通知する。事前登録が1社の場合、入札は行わず、そのまま契約を結ぶ。

正式な申し込みは価格決定後3カ月以内となるため、企業側は申し込みまでに購入資金を用意する期間が確保できる。登録時点では契約金額の10%に相当する保証金も必要ないなど購入者側の利点が多い。臨海部で今後売り出される土地につい

ても、当初は一般競争入札で募集をかけ、希望者が集まらない場合は事前登録制に移行する予定だ。

原付きなどのプレートに独自デザイン

神戸市は6月から、原動機付き自転車などのナンバープレートに独自のデザインを導入する。納税促進課は「身近なプレートを活用して市民自らに走る広告塔になってもらい、神戸の独自性をアピールして観光振興などにつなげたい」と話している。

ユネスコからデザイン都市として加盟認定されたのを受け、市が都市戦略として進める「デザイン都市・神戸」推進の一環。プレートは排気量に応じて合計4種類を設定。二輪車は50cc以下が白、90cc以下が黄色、125cc以下がピンクで、50cc以下の三輪が薄い青の計4種類。波と山並みをイメージした曲線を上下に配し、海と山に囲まれた市の自然条件を表現。さらに市のシンボルとしてポートタワーのイラストを右側に配置した。

また、市民の意見を受けて「あ」や「か」などをアルファベットの「A」や「K」などで表現し、国際性を強調する。交付は6月から各市税事務所で行う。現行のプレートも使用できるが、6月以降に更新する場合は新しいデザインになる。

税金周辺情報

経常黒字15・7%減 家電輸入急増で―昨年11月

財務省が発表した2010年11月の国際収支速報によると、海外とのモノやサービスの取引状況を示す経常収支の黒字額は前年同月比15・7%減の9262億円となった。黒字額の減少は3カ月ぶり。海外景気の減速や円高進行で輸出の伸びが鈍化する一方、アジアからの家電輸入が急増し、貿易収支の黒字が2597億円と46・6%も減少したことが主因。

貿易黒字の縮小は2カ月連続。輸出は9・3%増の5兆1459億円と12カ月連続で増加したものの、伸び率は1桁台にとどまった。輸入は15・7%増の4兆8862億円。家電エコポイント縮小に伴う駆け込み需要で中国、マレーシアから液晶テレビの輸入が急速に膨らんだ。黒字幅の縮小について同省は「家電需要や原油高といった特殊要因が大きかった」としている。

貨物輸送や旅行などのサービス収支は993億円の赤字となった。外国人旅行者からの受け取りは増えたが、輸送部門の赤字が増大したことから全体の赤字幅が拡大した。この結果、貿易収支と合わせた貿易・サービス収支の黒字は63・6%減の1604億円となった。

海外投資からの収益を示す所得収支の黒字は

13・0%増の8229億円で、4カ月連続で拡大した。円高の影響で海外からの株式配当金や債券利子の円換算の受取額が目減りしたものの、日本企業の海外子会社の再投資収益などが増加した。

消費者物価0・5%下落 21カ月連続マイナス―11月

総務省が発表した昨年11月の全国消費者物価指数(CPI、2005年=100)は、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が99・4となり、前年同月比0・5%下落した。マイナスは21カ月連続で、デフレ状況が続いている。

下落幅は前月より0・1ポイント縮小した。ただ、総務省によると計算上の四捨五入の影響もあり、実際はほぼ横ばいで、「前月から大きな変化はない」という。

電気代や外国バック旅行でプラス幅が縮小した一方、食料品は拡大。高校授業料無償化の影響や薄型テレビの価格下落は継続している。

生鮮食品を含む指数は99・9と0・1%上昇し、2カ月連続で前年同月を上回った。エネルギー・食料を除く指数は0・9%下落した。

先行指標となる12月の東京都都区部CPI(中旬速報値)は、生鮮食品を除く総合指数が98・9で、0・4%下落。10年平均(速報値)は、高校授業料無償化などにより98・8と前年比1・2%下落

した。

11月の消費支出0・4%減 薄型テレビは拡大―家計調査・総務省

総務省が発表した昨年11月の家計調査によると、1世帯当たりの消費支出は28万4212円となり、価格変動の影響を除いた実質ベースで前年同月比0・4%減と2カ月連続のマイナスだった。家電エコポイント縮小前の駆け込み需要で薄型テレビの購入が拡大したものの、食費などが落ち込んだ。同月のテレビ購入数は、100世帯当たり7・8台となり、エコポイント制度の導入以降で最多だった前月の3・9台から倍増した。一方、2009年より値段が高かった野菜などの生鮮食品や衣料品は振るわず、交際費も日曜日が前年同月より1日少なかったため減少した。

11月自動車生産6・7%減 小型乗用車は最大のマイナス―自工会

日本自動車工業会が発表した昨年11月の自動車国内生産・輸出実績によると、国内生産は前年同月比6・7%減の80万2009台となった。エコカー補助金の終了に伴う国内販売の低迷を受け、2カ月連続のマイナス。特に多くの車種がエコカ

補助金の対象となっていた小型乗用車は、30・3%減と1996年の統計開始以降で最大の下げ幅を記録した。

乗用車全体では8・2%減。米国向け輸出が堅調な普通乗用車は3・7%増と引き続きプラスを確保し、軽乗用車は4・2%減だった。トラック・バスは3・9%増。

一方、輸出は新興国向けを中心に引き続き好調で、9・6%増の43万2585台と11カ月連続のプラスになった。アジア向けが19・5%増、欧州向けはロシアを中心に44・7%増と大きく伸びた。

鉱工業生産、6カ月ぶり上昇 自動車を持ち直し―11月

経済産業省が発表した昨年11月の鉱工業生産指数速報値(2005年=100、季節調整済み)は91・8となり、前月比1・0%上昇した。エコカー補助金制度の終了で落ち込んでいた自動車の生産が上向いたことなどから、6カ月ぶりに上昇に転じた。ただ、上げ幅は小幅にとどまり、「弱含みで推移」とした前月までの基調判断を据え置いた。

自動車生産の持ち直しには、国内需要の回復期待に加え、アジア向け輸出の底堅さも寄与した。この他、新機種発売により携帯電話とその関連部品も好調だった。

出荷指数は2・5%上昇の94・6。家電エコポイント半減前の駆け込み需要で液晶テレビなどが

急増した。在庫指数は1・7%低下の95・0だった。

製造工業生産予測調査は、12月が3・4%、今年1月は3・7%の上昇を予想した。

小売業販売、1・3%増―11月 経産省

経済産業省が発表した昨年11月の商業販売統計によると、小売業販売額は11兆1780億円と前年同月比1・3%増加し、2カ月ぶりのプラスに転じた。

家電エコポイント半減前の駆け込み需要でテレビなどの売れ行きが好調だった。

家電量販店など「機械器具小売業」は46・1%の大幅増。消費税率引き上げ直前の1997年3月の38・2%増を上回り、比較可能な80年以降で最大の上げ幅を記録した。

卸売業販売額は31兆5670億円と、6・6%増加。小売り、卸売りを合わせた商業販売額は42兆7450億円で、5・1%増加した。

残業時間4%増 11カ月連続プラス―11月

厚生労働省が発表した11月の毎月勤労統計調査(速報値、従業員5人以上の事業所が対象)によると、残業など「所定外労働時間」は前年同月比4・0%増の10・2時間で、11カ月連続のプラスとなった。このうち製造業は12・2%増の14・6

時間だった。

一方、基本給に残業代、ボーナスなどを合わせた現金給与総額は、前年同月比0・2%減の27万7585円と9カ月ぶりに前年を下回った。ボーナスなど「特別に支払われた給与」が11・2%減と大きく落ち込んだためだが、ボーナスを11月に支払う企業は少なく、一部企業の動向が強く影響したとみられる。

残業代など「所定外給与」は6・0%増で、基本給など「所定内給与」は前年と同水準だった。常用労働者は0・6%増の4430万人で、10カ月連続で前年を上回った。

高さはスカイツリーの1300倍 昨年末のお札、過去最高―日銀

日銀が発表した2010年末の日銀券発行残高によると、市中に出回る紙幣は前年比1・6%増の82兆3143億円と2年ぶりに増加し、過去最高を更新した。一万円札は1億円分で1桁の高さになるため、全て一万円札にして積み重ねると高さは823^キで、東京スカイツリーの完成時(634^キ)の1300倍となる。

日銀券発行残高は財布や現金自動預払機(ATM)の中などで年を越す紙幣の規模。08年末まで8年連続で過去最高を更新したが、09年末は減少に転じた。



私の苦心

後輩の頑張りに期待

千葉県総務部参事(徴収対策)

柴澤 孝一

この春で定年を迎えますので、思い出話でご容赦をいただきます。

初めは不正軽油の話です。かつて、調査体制が整わず、不正軽油事案が近隣都県で発覚するたびに、「震源地は千葉だ。千葉がだらしなからだ」というお叱りの言葉が聞こえてくる時期がありました。

その悔しさと、料理飲食等消費税(料飲税)調査が華やかなりしころにはあつたはずの「調査力」が失われてしまうという危機感もあり、何より、このままでは税務職員の矜持(きょうじ)が保てなくなること恐れ、調査専門組織の立ち上げを提案したのが、1996年度末でした。幸い、97年度からの「検税班」設置が認められました(この時点で私は税務課から他の部局へ異動)。組織はできたものの、その後の担当者の苦労は並大抵ではなかったと聞きました。内偵段階での張り込み・追跡は早朝から深夜まで及び、その上、裁判所の許可状請求や告発の段階では、検察・警察に日参して、何度も書面の書き方



から指導されるところという日々が続いたといえます。最初

の大きな事案を告発し、さらに徴収確保のため詐害行為取り消し訴訟を起し、使用されたタンクローリーも差し押さえて公売する成果を上げたということだ

です。次に税務課に戻ってきた時期の話は「輸入軽油」で、さらに「製造軽油と硫酸ピッチ」と続きます。2003年秋からは、警察本部から現職の警部を併任の形で税務課に迎えることができて「調査力」が格段に増し、今日に至っています。こうして、担当者が全国規模の研修会に講師として招かれることも多くなり、07年度には総務省の自治税務局長特別賞を頂けるまでになりました(そこでまた私は別の部局に異動)。

次は、徴収の話です。07年度からの税務移譲を受け、県内の市町村と県で構成する千葉県滞納整理推進機構をスタートさせました。この機構は、県税職員の市町村への派遣をメインとし、初年度には24人の職員を派遣しました。県税事務所徴収業務を経験していたとはいえ、これからは市町村で滞納整理に当たるのですから、不安がないわけはありません

から。当時、税務課長であった私は内心「人間関係で苦労はしまいか」「体を壊さないか」と心配していました。そうして始まった職員

の派遣も、3カ月たち、半年たつうちに、様子が変わり始めました。1年目が終わるころには皆すつかり自信を付け、皆が集まると「県税のやり方は生ぬるい」「県税はもつと

しつかりしろ」と発言しているのです。この年度は、個人住民税で整理対象18億円に対し、徴収したものと納付誓約を徴したものを合わせて16億円を超える成果を上げました。私にとっては、この数字よりも、苦勞した担当者が皆一回り大きくなっていたのがとてもうれしいことでした。

そして昨年度、またまた税務課に戻り、最大の課題であった県税の徴収面での体力アップに取り組みました。昨年度の後半から、差し押さえ件数の目標値を全県と各県税事務所とで設定し、主要税目の収入歩合を、13年度には現年課税分と滞納繰り越し分のそれぞれについて全国平均並みに引き上げる目標を立てました。収入歩合の方は、この経済情勢の下で目立った上昇は望めませんが、差し押さえ件数は着実に伸びています。

いつも「仕掛け」だけの私は一抹の寂しさも感じてきましたが、今まで同様、これから後輩のみんなの頑張りに期待しています。